

会 議 録

会 議 名	第8回東浦町景観計画検討委員会	
開 催 日 時	平成27年7月22日(水) 午後6時00分から午後9時30分まで	
開 催 場 所	緒川コミュニティセンター 2階 講義室	
出 席 者	委 員	海道清信氏(委員長)、久米弘氏(副委員長) 梶川幸夫氏、成田盛雄氏、出村嘉史氏 竹田正巳氏、久米義金氏、万木和広氏 青山佳子氏 風間一氏(代理：志賀雅樹氏、オブザーバー) 西尾義廣氏(代理：稲吉正浩氏、オブザーバー)
	事務局	神谷町長、近藤建設部長 久米都市整備課長、鈴木課長補佐、 岡本都市計画係長、工藤主事 株国際開発コンサルタント 森下、山口
議 題 (公開又は非公開の別)	景観形成基準案の検討について(公開)	
傍聴者の数	1名	
検 討 内 容 (概 要)	議題の検討内容については、別紙のとおり	
備 考		

審議内容

【町長挨拶】

事務局：（建設部都市整備課長より挨拶）

町長：（挨拶）

事務局：（会議中における注意点及び配布書類の確認）

委員長：（挨拶及び開会の言葉）

【第7回委員会での議論の内容について】

事務局：（第7回検討委員会の確認事項一覧について説明）

委員長： 確認事項で、意見等あれば発言をお願いします。
なければ次第4「景観形成基準案」について、事務局より説明をお願いします。

【景観形成基準案について】

コンサル： まず、東浦町景観計画の概要について、復習の意味で説明いたします。この計画は第1章から第9章までの構成となっております。第1章では景観まちづくりの基本的考え方を、第2章では東浦町の歴史と現況を、第3章では東浦町の景観特性と課題を、第4章では基本理念・基本方針を、第5章では行為の制限に関する事項を、第6章では景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を、第7章では公共施設及び公共建築物の整備の方針を、第8章では重点区域の景観まちづくりの方針を、第9章では景観まちづくりのロードマップを説明しております。

以上がこの計画書の概要です。今回中心に議論いただきたいのが、第5章の大規模行為の面積等のことと第9章の景観まちづくりのロードマップについて、それから第4章の基本理念についても検討しなおしましたので、ご議論をお願いします。

委員長： ありがとうございます。先に、今後の計画策定の進行について事務局に確認したいのですがよろしいですか。

事務局： 今回の委員会で完成させた計画素案を元に8月中に議会に説明し、意見をもらった上でパブリックコメントにかける計画案を作ります。パブリックコメントは9月頃を予定しています。

委員長： ありがとうございます。今回の委員会で計画素案を作らなくてはいけないという事です。本日は、第5章の行為の制限に関する事項と第9章景観まちづくりのロードマップについて深く議論したいと思います。では議論に入りたいと思います。第1章についてご意見のある方おられますか。

委員： 全体に語句の整合性が取れていないところと、誤りもいくつかありましたので訂正してください。詳細は事務局にメール送信しています。それと気になったのが、東浦町には総合計画やマスタープランなどの計画もありますが、そういった他の計画と景観計画の関係性がどうなっているのか、というところがわからないなと思いました。

委員： 例えば、企画政策課主導の東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会が始まっているが、そういった他課の計画との連携を取ったり、上下関係や役割分担みたいなものを明確にさせる事は大事ですよね。この計画書の中に、総合計画やマスタープランとの関係のわかる、位置図のようなものを文章でもいいから入れるべきではないでしょうか。

委員長： 事務局、見解はどうですか。

事務局： 総合計画にも、マスタープランにも景観に着目している箇所はあります。したがって、上下関係で言うと景観計画は総合計画、マスタープランより下と言えます。

委員： むしろ運用上の協議が大事ではないか。例えば、東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会や図書館と連携を取れるようにするとか。

委員長： では、総合的な取り組みとしてまちづくり戦略があると、そのような形で記入してはどうでしょうか。

コンサル： 今のお話ですが、計画書の中身を見ても農業振興関係や、教育関係とも連携が必要な内容となっています。そういったことも考慮し、第1章の5ページに総合的なまちづくりの戦略として記載してございます。

委員： 風景とか景観という言葉が出てくるが、一つにまとめた方が良いのではないか。それから、都市という言葉も出てくるが、東浦町に都市という言葉はふさわしくないのではないかと思います。それから、第1章の冒頭から「景観まちづくりとは何か」と出てくるが、それならば景観計画ではなく、むしろ

る景観まちづくり計画の方が良いのではないか。

事務局： 実は「まちづくり計画」というのも他にあり、「景観まちづくり計画」にしてしまうと混同されてしまう危険性が非常に高いと思われます。

委員長： では、計画のタイトルについては行政の中で検討してください。

委員： 2章の東浦町の歴史と現況のところでは地図等のデータが続き、文書量が膨大となっているが、こんなにたくさん必要なのか。あまり、多いと読む気も失せてしまうと思うのですが。

委員： 確かにそうですね。しかし、第2章の前半部分が無いと、第3章へのつながりがわかりにくくなってしまいます。

委員長： では、第2章の重要なところと第3章を合わせて、第2章の残りは参考資料としましょう。

委員長： 景観、風景、風土と一般の住民からすると同じように感じるが、実は意味が異なる言葉が計画書の中に出てくる。計画書の最初の方で各言葉の違いを説明する文章を載せておくべき。

委員： 第5章の行為の制限に関する事項のところでは屋外広告物に関する記述も、今後の方針等でもよいので載せておくべき。

委員： 行為の制限に関する事項の届出対象となる大規模行為について、他市町村の事例を参考としていたり、法的根拠を元にしていたりするようだが、もっと東浦町の実情に合わせるようにはできないか。それと実際に条例化した時の事務量も判断材料とすべき。

委員長： 実例を基にした影響と、周辺自治体の例、実際の事務量を勘案して、事務局と委員長、その他学識者で検討し、次回の検討委員会で報告する形としたい。

ロードマップについては、かなりいろいろな事が記載されており、これを全てできるのかということはあるが、委員会としては可能性としてできる限りのことを記載しておきたい。

委員： 検討の際には、現段階で東浦町の景観を壊していると思われる建築物がな

んなのかというのにも考慮し、届出対象行為を決定していただきたい。

委員： 緑化の記載について、緑化するとか、生態系に配慮するとか、環境に配慮する等、統一されていない。統一すべき。

委員長： 景観形成基準が「周辺の景観に配慮する」とか、あまりにも抽象的すぎる。もう少し具体的に記載した方がいいだろう。

シンポジウムの説明について、事務局の方からお願いします。

事務局： (景観シンポジウムの概要説明)

委員長： 以上で、検討委員会を閉会とさせていただきます。